

## 第 20 回アジア競技大会選手村運営基礎調査業務委託 質問回答一覧

番号	書類	ページ・場所	質 問	回 答
1	企画提案書作成要領	P 1・5 (3)	提案書は、正本・副本共に社名・会社ロゴの記載はしないという認識でよいでしょうか？	貴見のとおりです。
2	受託者募集要領	P 2・3 (1)	提出書類に「見積書」の記載がありませんが、見積書の提出は必要ないという認識でよいでしょうか？	貴見のとおりです。 なお、受託者募集要領 5 (4) に記載のとおり、受託候補者へ見積書の提出を求めます。
3	様式 2 業務実施体制	留意事項 3	契約書は守秘義務の関係上、開示することが困難な情報が書面に多くあります。そのため、機密事項や提示できない情報については、該当部分を黒塗り等で消すことで対応することになりますが問題ないでしょうか？	守秘義務に抵触する部分につきましては、黒塗り等でご対応いただいて結構です。 ただし、黒塗り等により、受託者募集要領 2 (8) に示す受託実績であることが確認できなくなっている場合、審査の対象とはなりません。
4	様式 2 業務履歴	留意事項	国内開催の国際的競技大会の座組として、IF は主催という立場ではなく、公認や運営という形で関わっているものが多々あります。それについては今回の実績として適合しますか？	IOC 加盟の IF が公認しており、NF や開催都市実行委員会等が主催している大会の運営業務については、実績として適合します。
5	様式 2 業務履歴	留意事項	国際的競技大会となると、大会の一環として飲食などを伴う大規模なパブリックビューイングやファンゾーンなどを併催する事がある。 その場合の座組として、ケースによっては大会自体：IF 主催、ファンゾーン：実施会場自治体などが主催（その際 IF は協力や公認）となることがあります。 このようなケースのファンゾーンは今回の業務実績として適合しますか？	IOC 加盟の IF が主催または公認（番号 4 回答参照）する大会で、開催都市実行委員会等が主催する大規模な（飲食提供や物販、ステージプログラム等を伴う）ファンゾーン、パブリックビューイングの運営業務については、実績として適合します。